

電気個別要綱 (C D 低圧高負荷契約)

2026年11月 1 日実施

株式会社C D エナジーダイレクト

目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	需給契約の単位	1
3	供給の単位，供給電気方式，供給電圧および周波数	1
4	契 約 電 力	1
5	季 節 区 分	2
6	料 金	2
7	そ の 他	3
附	則	4
別	表	5

本 則

1 適 用

- (1) この個別要綱のC D 低圧高負荷契約は、当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）の従量電灯および低圧電力の適用範囲に該当し、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この個別要綱は、基本要綱と合わせて適用いたします。

2 需給契約の単位

当社は、1 需要場所について1 需給契約を結びます。

3 供給の単位、供給電気方式、供給電圧および周波数

供給の単位、供給電気方式、供給電圧および周波数は、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「接続供給会社」といいます。）の託送供給等約款（令和5年4月1日実施。なお、接続供給会社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の定めるところによるものといたします。

4 契 約 電 力

契約電力は、次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

なお、契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(1) 電灯または小型機器の基準電力

電灯または小型機器の基準電力は、託送約款等における接続送電サービス契約容量の決定方法にもとづき定める値といたします。ただし、技術上または経済上特別な事情があり、お客さまと当社が合意した場合は、この限りではあ

りません。なお、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

(2) 動力の基準電力

動力の基準電力は、託送約款等における接続送電サービス契約電力の決定方法にもとづき定める値といたします。ただし、技術上または経済上特別な事情があり、お客さまと当社が合意した場合は、この限りではありません。

5 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

6 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,345円92銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使

用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	28 円 96 銭	27 円 26 銭

7 そ の 他

- (1) 当社は，電灯または小型機器の使用電力量と動力の使用電力量とを合算してえた値を使用電力量といたします。
- (2) 当社は，特別の事情がある場合を除き，基本要綱1（適用）(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより，基本要綱20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。
- (3) お客さまは，この個別要綱の内容を，契約期間中はもとより，契約期間満了後または消滅後においても，当社の承諾なしに，第三者に漏らしてはならないものといたします。
- (4) 当社は，販売委託先（当社の電力の販売について当社と販売委託契約等を締結した者をいいます。）と共同して提供するサービスのお申込みをいただいたお客さまについては，名義，需要場所（供給地点特定番号を含みます。），使用電力量，料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客さまおよび当該販売委託先のサービス契約に係る事項について，当該販売委託先に情報を提供することおよび当該販売委託先から情報の提供を受けることがあります。
- (5) その他の事項については，基本要綱の規定によります。

附 則

1 実 施 期 日

この個別要綱は，2026年11月 1 日から実施いたします。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 3 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の計量日から翌年の4月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。